

清流

地域とともにある学校

昨日、PTA役員さんや保護者の方々と一緒に、第4回熊本県PTA研究大会(兼第32回熊本市PTA研究大会)に参加しました。分科会は「組織・運営」をテーマにした会に参加しました。その中で合志市立合志南小学校PTAの発表があり、「南小フェスティバル」という行事を中心にした発表が行われました。その内容について、この紙面で詳しいことを書くことはできませんが、PTAと地域、学校が協力し「すべては、子どもたちのために」との思いで、素晴らしい行事が開催されていました。

私はこの発表を聞きながら、これからの学校は「地域とともにある学校」として、今以上に「コミュニティ・スクール」の取組を進めていく必要があると強く感じました。

「コミュニティ・スクール」…最近よく耳にする言葉なので、保護者の方々も聞かれたことがあるのではないかと思います。しかし、具体的にどのようなことを行っていくのかは分かりにくいのではないのでしょうか。

一番簡単に説明すると、「コミュニティ・スクール」とは「学校運営協議会」が設置された学校のことです。では、「学校運営協議会」では、具体的にどのようなことを行っていくのでしょうか。一番大きなことは、「学校経営方針」の承認です。学校運営協議会を設置していない学校は、校長が中心となって学校が決めた経営方針は、その時点で決定です。しかし、「コミュニティ・スクール」の取組の中では、この学校運営協議会の「承認」がない限り、決定ではないのです。もし、協議会の会議の中で、「承認」が得られていなかった場合は、その経営方針は「暫定的」に行っていくものとなり、その時の議事で出された意見をもとに修正した経営方針を校長が作成し、再度開く協議会で「承認」をもらわなくてはならないということです。合志南小がコミュニティ・スクールなのかどうかは発表の中に示されていませんでしたが、南小のように地域と強い絆を結んでいくためには、このプロセスは必要なものだと感じます。

この他にも、学校運営協議会には次のような権限が与えられています。(これらは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に明記されています)

- 校長や教育委員会に意見を述べることができる。
- 職員の任用に関して任命権者に意見を述べるができる。

経営方針について、「承認」という言葉を使うと硬く感じますが、要するに、このようなプロセスや権限で保護者や地域の方々に学校運営に参画していただき、「地域とともにある学校」として、教職員、保護者、地域の方々が協力し合って地域の子どもたちを育てて行こうということなのです。

もう一つポイントとなるのは、「学校運営協議会」と、保護者や地域の方々に学校教育を支援していただくというシステムである「学校応援団」の活動を連動させていく必要があるという点です。「学校運営協議会」では、学校教育に対して、様々な意見や要望を出していただきますが、それは、単なる意見や要望ではなく、それに対して、保護者や地域はどのような支援や援助ができるかという視点をおもちゃいただきながら出していただくものになるということです。学校としては、意見や要望をいただき、謙虚にそれを受け止め努力を求められることとなりますが、それと同時に、学校への大きな支援や援助をいただけるというシステムなのです。

本年度から甲佐小は、「地域とともにある学校」に向け、「熊本版コミュニティ・スクール」としてその一歩を踏み出しました。(熊本版コミュニティ・スクールとは、同様の取組は行うが法的にはその権限等を有しない)学校が、地域や保護者の方々と連携させていただきだけでなく、むしろ、甲佐小が地域コミュニティの核となれるよう、この取組を推進していく責務を強く感じた研究大会でした。